ワイドー共済の内容

保障内容。主契約:定期保険(団体型)

・特 約:入院給付金付災審割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支	□数 5払事由	1 🗆	2 🗆	3 🗆	4 🗆			
死亡	不慮の事故により死亡したとき 〈死亡保険金 (主契約) +災害保険金>	250万円	500万円	7.50万円	1,000万円			
	上記以外の事由により死亡したとき <死亡保険金 (主契約)>	50万円	100万円	150万円	200万円			
高度障害	不魔の事故により 高度障害状態*'のいずれかになったとき <高度障害保険金 (主契約) +災害高度障害保険金>	250万円	500万円	750 万円	1,000万円			
	傷害または疾病により 高度障害状態*1のいずれかになったとき <高度障害保険金 (主契約)>	50万円	100万円	150万円	200万円			
入院・治療	不慮の事故により1日以上の入院をしたとき (同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度) 〈入院給付金〉	1日につき 2,000 円	1日につき 4,000 円	1日につき 6,000 円	1日につき 8,000 舟			
	ガン*2で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) <ガン入院一時金>	2 万 円	4 万円	6万円	8万円			
	6大生活習慣病*3で1日以上の入院をしたとき (1年に1回限度) <6大生活習慣病入院一時金>	1 万円	2 万円	3 万円	4 万円			
	ガン*2の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき <ガン先進医療一時金>	5 万円	10万円	15万円	20万円			

※保険期間中に加入者(被保険者)が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の 日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。

※ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しがなされています。

※日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にして アクサ生命が判断いたします。

*1 お支払いの対象となる高度障害状態 1.両観の視力を全く永久に失ったもの

2.言語またはそしゃくの機能を全く永久 に失ったもの

3.中枢神経系または精神に著しい障害を 残し、終身常に介護を要するもの 4.胸腹部隊器に著しい障害を残し、終身 常に介護を要するもの

常にい酸を奏りるもの 5.両上肢とも、手関節以上で失ったかま たはその用を全く永久に失ったもの 6.両下肢とも、足関節以上で失ったかま たはその用を全く永久に失ったもの

7.1上版を手関節以上で失い、かつ、1下 肢を足関節以上で失ったかまたはその 用を全く永久に失ったもの

8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

*2 お支払いの対象となるガン 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物

消化器の悪性新生物 呼吸器および陰腔内臓器の悪性新生物

・骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物

・中皮および軟部組織の悪性新生物 ・乳房の無性新生物

・女性生殖器の悪性新生物 ・男性生殖器の悪性新生物 ・腎体路の悪性新生物 ・腎尿路の悪性新生物

・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性

・部位不明確、続発部位および部位不明 の悪性新生物 リンパ組織、造血組織および関連組織の

悪性新生物

・独立した(原発性)多部位の悪性新生物 上皮内新生物

·真正赤血球增加症<多血症> ·骨髓異形成症候群

·慢性骨髓增殖性疾患 本態性(出血性)血小板血症 ・ランゲルハンス細胞組織球症

*3 お支払いの対象となる6大生活習慣病 · 遠尿病 · 心疾患 · 高血圧性疾患

·肝硬变 ·慢性腎不全

宮古島商工会議所独自の給付制度の内容。

給付内	容		□数	1 🗆	2 🗆	3 🗆	4 🗆
病		院 見 舞 以内の病気入院	金	一律 5,000 円	一律 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円
病		院 見 舞 の病気入院)	金	−律 10,000円	一律 20,000円	−律 30,000円	一律 40,000 円
事		院 見 舞	金	−律 5,000円	─≉ 10,000円	一律 15,000円	一律 20,000円
結	婚	祝	金	5,000 _円	10,000円	15,000 _円	20,000 _円
出	產	祝	金	5,000∄	10,000⊕	15,000⊩	20,000 _円

- ①宮古島商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
- ②見舞金および祝金の請求は、事由発生後1年以内に限らせていただきます。
- ③病気入院見舞金は15日以上29日以内の継続入院をしたとき、年1回を限度として1口あたり一律5,000円を支給いたします。
- また、30日以上の継続入院をしたとき、年1回を限度として1日あたり一律10,000円を支給いたします。
- ⑥事故通院見舞金はケガで5日以上実通院をしたとき、年1回を限度として1口あたり一律5,000円を支給いたします。
- ⑤結婚祝金は加入者が結婚したとき、出産祝金は加入者および配偶者が出産したとき、それぞれ1口あたり5,000円を支給いたします。 なお、それぞれ事由発生日が加入後6ヵ月以上の方に限らせていただきます。
- ⑥「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も定期 保険(団体型)と同様に取扱います。

※詳細は、「見舞金・祝金制度」規約にてご確認ください。

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス

アクサ生命の加入者向けサービス

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

<u> イドー共済のお取扱い</u>

。加入資格·条件 »

- 1. 宮古岛商工会議所会員(特別会員を含む)の役員·事業主·従業員(家族従業員を含む)で加入日現在年齢が14歳6ヵ月を超え 65歳6ヵ月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、60歳6ヵ月を超える方は2口までを限度と
- 2.新規抢入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方**に限ります。次の留意事項を必ずお読 みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。

	告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは 継続して14日以上の入院をしたことがありますか。
過去1年 以内の	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイパースコープ)・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上櫻の告知事項に該当します。●「継続して14日以上の入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
健康状態	告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・無発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診 までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。) ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含みます。

が課長(心筋ごうそく・心臓弁腸癌・先天性心臓房・心筋症・狭心症)、高血圧症料、脳卒中(滋出血・能ごうそく・くも最下出血)、精神障害、てんかん、肺 氨胍、舒縒核、すい職後、肝臓病(肝炎・肝祛変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、疑内類、がん、白血病、上皮内所生物、糖尿病、リウマチ、類絶外傷

3. 当商工会議所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、加入を終続できませんのですみやかに脱退手続をお取 りください。

- 4. 商工会議所会員入会申込みと同時(同日)に本共済制度のお申込みをされた場合、万一入会できなかった際は本共済制度に もご加入できません。
- *4 申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。 傷病により公休・休暇などで欠勤している方
 - 健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方 (「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限 労働負荷の制限など)
- *5 医師の治療・投薬の有無に関わらず、直近の血圧値が最大億150mmHg以上かつ最小億90mmHg以上に限り告知 事項に該当します。

< 加入者票の発行。</td>

加入者に対しては、「定期保険(団体型)加入者(被保険者)票」を発行します。

保険金などの 《受取人・請求》

- 1、保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続 をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当した場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると 思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
- 2、保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定 していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了知を得て請求手続をおこなってください。また、 所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときなどは、加入者の了知を得てこ請求ください。お支払事由に 該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、ワイドー共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に 商工会談所独自の給付制度のお支払いはありません。
- 3. 商工会議所独自の給付制度の受取人は加入者(被保険者)です。当商工会議所に備え付けの書類により護求手続をおこなって ください。

月額掛金※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢	性別	10	2 🗆	3 🗆	4 🗆
15歳~60歳	男性	800円	1,600円	2,400円	3,200円
「り成べりの成	女性				
61 - 65 -	男性	800円	1,600円		
61歳~65歳	女性			i	

[※]掛金は年齢・性別に関係なく一律です。

※掛金は、定期保険(団体型)の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

税法上の お取扱い

法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金 に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象 にもなりません。(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。(直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保険期間

保険期間は1年間(毎年4月1日~その翌年3月31日)で、毎年自動的に更新されます。

∝加入日(効力発生日) ≥

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

《加入(增額)·脱退手続 》

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申込みください。 加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。 なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

《掛金のお払込み》

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消 とみなします。

ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。



定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

加入者(被保険者)のみなさまへ

定期保険(団体型)は契約者:宮古島商工会議所、被保険者:当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者:当商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、および当バンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込審兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当バンフレット、加入申込審兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構 https://www.seihohogo.jp/ TEL 03-3286-2820

■パンフレットに記載の制度内容は将来変更されることがあります。

[お問合せ先]



宮古島商工会議所

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西望240-2 琉球銀行宮古支店ビル3F

TEL 0980-72-2779 FAX 0980-73-1543

(定期保険(団体型)引受保険会社]



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777(代表)

[政級貼]

アクサ生命保険株式会社 那覇営業所 宮古島分室

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里240-2 琉球銀行宮古支店ビル4F TEL 0980-72-6861 FAX 0980-72-6854

AXA-A1-2012-1642/654

会員事業所のみなさまへ

ワイドー共済

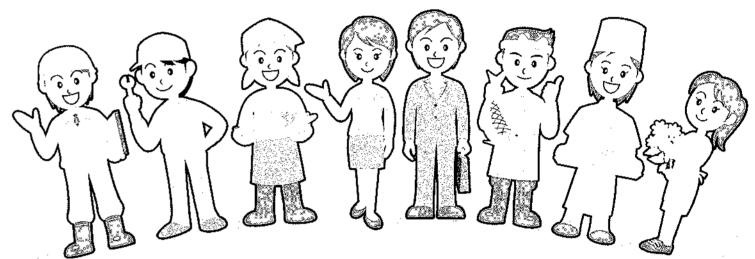


入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型) +宮古島商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金制度)

ご 留 意ください

宮古島商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険(団体型)*を組み合わせた保障プラン名称がワイドー共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)



福利厚生制度にご活用いただけます

業務上・業務外を問わず 24時間保障

1年更新で医師の 診査なし

剰余金があれば 配当金も!

商工会議所独自の **給付制度も!**

6大生活習慣病入院一時金 ガン入院一時金・ガン先進医療一時金

健康増進に役立つ付帯サービスも 健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど

【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

- 本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。 ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。
- ②当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険(団体型)契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ①個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。⑤定期保険(団体型)契約の引受保険会社が変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



[※]保険年齢とは、加入日における加入者の年齢のことをいいます。(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てます。)

生命共済制度 [定期保険(団体型)] 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているか を必ずご確認のうえ、お申込みください。

この「重要事項説明書」は、商工会議所・商工会生命共済制度の生命保険部分における、ご加入の内容などに関する重要な事項の うち、特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、お申込みに際して特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意 喚起情報」を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。 「保険金などをお支払いできない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。 具体的な制度内容については「パンフレット」をあわせてご覧いただき、ご不明な点などは所属商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご照会ください。

契約概要

○各商工会議所・商工会の制度内容により保険金額などの設定、保険料のお取扱い、満了年齢などが異なります。 ○具体的なご契約内容(保障内容·保険料·付加される特約など)および加入資格については、「パンフレット」に記載されています。 お申込みの際には、この「重要事項説明書(契約概要)」と「パンフレット」を必ずご確認ください。

■商品の名称

定期保険(団体型)用入院給付金付災害割増特約、定期保険(団体型)用ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)

■商品のしくみ

商工会議所・商工会会員事業所の事業主・役員・従業員の死亡などを保障するために団体(商工会議所・商工会)を 契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただ くことが可能です。

【しくみ図 例】



■主契約の お支払事由 死亡保険金……保険期間中に加入者(被保険者。以下同じ。)が死亡したとき。

高度障害保険金…保険期間中に加入者が加入(増額)日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当したとき。 ※高度障害保険金が支払われた場合にはその加入者についての保障は消滅し、その後の保険金などのお支払いはい たしません。

※死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

※定期保険(団体型)用入院給付金付災害割増特約、定期保険(団体型)用ガン重点保障型生活習慣病一時金特約の お支払事由については「パンフレット」にてご確認ください。

■保険料について

保険料は毎年の更新時に加入者の年齢構成・加入状況によってご契約(商工会議所・商工会)ごとに算出します。 お払込方法・経路などもご契約(商工会議所・商工会)ごとに取り決めていますので詳細は「パンフレット」にてご確認ください。

■配当金

この商品は毎年の更新後にご契約(商工会議所・商工会)ごとに前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合 は契約者に契約者配当金をお支払いします。

■払戻金

この商品には加入者の脱退による払戻金はありません。

【当制度に関するお手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関するお手続きやご相談は、団体(商工会議所・商工会)へお問合わせいただくか、「パンフレット」に記載のアクサ生命営業 ちへご連絡ください。

当制度に関する苦情は、団体(商工会議所・商工会)・アクサ生命営業店もしくはアクサ生命お客様相談室(TEL:0120-030-775 受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)へご連絡ください。

【指定紛争解決機関について】

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

【定期保険(団体型)への変更に関する特則について】

この特則により、契約者は加入者の健康状態にかかわらず、福祉団体定期保険契約(変更前契約。付加されている特約を含みます。 以下同じ。)を定期保険 (団体型) 契約(変更後契約、付加される特約を含みます。以下同じ。)に変更することができます。

・変更は、アクサ生命所定の範囲内でお取扱いします。
・変更前契約で支払われた入院給付金のお支払日数については、変更後契約の入院給付金のお支払限度に通算します。
・告知義務、告知義務違反による解除および変更後契約の保険金のお支払いにあたっては、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続されたものとします。
・変更後契約の高度障害保険金、災害保険金、災害高度障害保険金および入院給付金のお支払いについては、加入者が、変更前契約のその加入者の効力発生日(責任開始期。以下同じ。)以後変更後契約の効力発生日前の原因により、変更後契約の効力発生日以後に死亡、高度障害状態に該当または入院したときは、変更後契約の効力発生日以後の原因によるものとみなします。
・加入者が変更前契約の保険期間中に入院を開始し、変更日を含んで継続して入院したときは、その入院は、変更前契約の保険期間中の入院となれます。

中の入院とみなします。

加入者が、その加入者の変更前契約の効力発生日前に発病したガンまたは6大生活習慣病を直接の原因として、変更前契約の効力発生日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または先進医療による療養を受けたときは、変更後契約の効力発生日以後の原因によるものとみなします。

加入者が変更後契約の効力発生日前にガンまたは6大生活習慣病による入院を開始し、変更後契約の効力発生日を含んで継続して 入院したときは、ガン入院一時金または6大生活習慣病一時金はお支払いしません。

アクサの付帯サービス

ご利用資格

生命共済制度[定期保険(団体型)]にご加入のみなさまとそのご家族。 (「メンタルサポートサービス」のご利用対象者はご加入者のみとなります。)

健康電話相談サービス 専門の相談員が24時間対応 相談料・通話料無料



気になる症状や体の不調、育児、療養、介護のご相談はもちろん、 夜間・休日に受診できる医療機関や女性医師の情報、専門医情報など 医療機関情報もご提供いたします。

- 会気になる症状について
- ◎ ストレス・ちょっとした心の悩み
- ② 介護の悩み・疑問について
- ※ 応急処置について
- ⊕ 妊娠・出産・育児の悩み
- 🥝 検査結果でわからないことについて
- ② 女性の医師にかかりたい など…



最近、頭痛が ひどいけど 病気かな?



夜間に急な発熱! 診察してもらえる病院は?

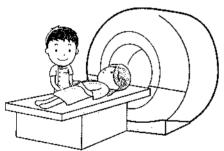


優待価格



人間ドック

地域、検査内容、料金などお客さまのご希望に合う施設を 全国の提携施設から優待価格*1でご案内いたします。 日時などご希望に応じて予約を代行し、予約チケットを送付いたします。 *1 一部優待価格のない施設がございます。



PET検診

がんの早期発見、治療や手術後の再発チェックに効果的とされる最先端のがん検診であるPET検査。地域、 検査内容、料金などお客さまのご希望に合うPET施設を全国の提携施設から割引料金でご案内いたします。

メンタルサポートサービス 電話によるカウンセリング 相談料・通話料無料



臨床心理士を中心とした心理カウンセラーなどの「心の専門家」が 電話を通じてカウンセリングを提供し、

心の問題を早期に解決するサポートをします。

企業や健康保険組合でメンタルヘルス対策(EAP事業)として

幅広く利用されています。

企業のメンタルヘルスケア対策に「メンタルサポートサービス」をご活用ください。

※「メンタルサポートサービス」のみでは安全配感義務を果たすことはできません。

